

高松市介護予防・日常生活支援総合事業の指定申請の手続きについて

(R6.7.1 更新)

1 指定申請の手続の概要

高松市の総合事業の指定を受けるには、高松市長に指定申請を行い、サービスの種類ごと、事業所ごとに指定を受ける必要があります。

指定申請を行う場合は、必要書類を高松市介護保険課へ提出してください。なお、指定申請手続きには、手数料が必要となります（事業所ごとに1件10,000円）。

2 指定の要件

高松市が要綱に定める基準を満たしている必要があります。

「高松市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」及び「高松市訪問型（通所型）サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」を御参照ください。

3 指定の申請について

【指定のスケジュール】

指定日は毎月1日と15日の2回としており、それぞれの提出期限は以下のとおりです。

1日から14日（土日祝日及び12/29～1/3にあたる場合は前倒し）までに受付
→翌月の15日指定

15日から月の末日（土日祝日及び12/29～1/3にあたる場合は前倒し）までに受付
→翌々月の1日指定

【留意事項】

- 通所型サービスについては事前協議が必要です。既に同一の部屋を使用して指定通所介護又は介護予防通所介護相当サービスの指定を受けており、かつ設備に変更を加えない場合は事前協議の手続きを省略する事ができます。
- 通所型サービスの事業所名については、既に同一の部屋を使用して指定通所介護又は通所型サービスの指定を受けている場合、その事業所と同じ名称となります。これに該当しない場合、既存の事業所と重複する（完全に同じ）名称を使用する事はできません。
- 指定申請の際、申請者の定款及び法人登記簿の（事業）目的欄には以下のような記載が求められます。
 - ・ 株式会社、一般社団法人等の所管・監督官庁が無い法人の場合
例 介護保険法に基づく第1号訪問（通所）事業
介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
 - ・ 医療法人、社会福祉法人等の所管・監督官庁のある法人の場合
定款への記載の文言や定款変更認可の手続きについて、各法人所管・監督官庁へ御確認をお願いします。

- 事業を始めようとする際には、申請予定の事業の基準等を予め御確認ください。
- 書類に不備がある場合は、補正が必要となりますが、補正をしている期間は申請書を受付したことはありません。また、必要書類が不足している場合には受付できません。
- 指定申請を受付後、申請書類の審査及び必要に応じて現地調査を行います。

4 提出方法

【提出先】高松市介護保険課 相談指導係（高松市役所 1 階 2 7 ・ 2 8 番窓口）

【提出方法】介護保険課へ直接持参してください。

※受付時間は、平日の 9 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0 とさせていただきます。

※提出の際は、その日時を事前にお知らせください。

※必要書類が不足している場合は受付ができませんので、提出期限に余裕をもってお越しください。

5 指定申請手数料及び納付方法

指定申請には、手数料が必要となります。指定申請書の受付後、納入通知書を郵送いたしますので、記載されている納期限までに高松市指定金融機関等へ納付してください。